

麻生町報

農業委員會開催

一、農地法第三條の規定による耕作目的の所有權移轉許可申請に對する進達意見の決定について（一件保留）

二、農地法第三條の規定による使用賃借による權利設定の許可について（保留）

三、農地法第四條の規定によ

る轉用許可申請に對する進達意見の決定について（保留）
四、麻生町米穀賣渡推進協議會委員の互選について

小作契約の更新について

昭和二十六年度に全國一齊に小作契約の文書化が實施されたのであるが、契約期間満了となつても、所有者は、六ヶ月ないし一ヶ年前に相手方に対して、更新拒絶の通知をし

住民登録
轉入者は
十四日以内に
届出を

（農地法第十條の規定による）縣知事の許可をうけない限り、従前の小作契約と同一條件をもつて、さらに小作契約をしたものとみなされる。

なおこの通知の手続きをとる

發行所
麻生町四二番地
麻生町役場
發行人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

には、その前提として縣知事の許可が必要である。許可のない場合は、絶対に小作契約の更新を拒絶することが出来ない。(農地法第二十條の規定による)

お互いにおいて、合意による解約をする場合も必ず、農業委員會を経由して知事の許可を必要とする。許可をうけないで解除、解約の申入等を行つても無効であるし、又、三年以下の徴役、又は十萬圓以下の罰金に處せられる。(農地法第九十二條の規定による)

今月の税

税金の未納になつてゐる方々に對して七月五日付早く納めて戴く様催告狀を發送し協力

をお願いいたしました。納期を過ぎると日歩四錢の延滞金がかかります。がどん／＼ふえて行きます。延滞金について町報によつて御知らせして参りましたが、延滞金を徴収する事が目的ではありません。納期内に完納された方々と、未納になつた方とどちらも同じであつたら税法上は勿論のこと町財政の運用面から、秩序がなくなります。よくその点を御諒解下さいまして新しく發付された税から滞りなく納めて戴きたいものです。

又収支の状況を見ますと成る	
程と合点が行くことゝ思いま	
す。	
事業合計の収入は	1,131,031圓
	566,815
	564,216
	628,483
	692,000
	391,000
	301,000
	250,000
	479,435
	20,293
	3,201,242

税金	分	税
補助金	入	分
繰入金	入	度
繰入金	入	年
繰入金	入	險
繰入金	入	現
繰入金	入	滞
繰入金	入	部
繰入金	入	庫
繰入金	入	事
繰入金	入	國
繰入金	入	般
繰入金	入	費
繰入金	入	會
繰入金	入	越
繰入金	入	收
繰入金	入	計

以上いろいろ申し上げました。ところが、よりよき國民健康保險の運営は先づ、第一に財政の確立、いゝかえれば保險稅の徴収如何によるものであります。いくらよい機械でも油がなければ働かないと同じ、國民健康保險事業もお金がなければより良き運営は出来ません。

保險稅の完全徴収あつてこそ國民健康保險事業は發展するものと思ひます。一家の運営も町政の運営も理は同じであります。

受診が行はれるから恢復も早く、やつていない處はどうしてもお醫者さんにかゝるのが遅れがちですから恢復もおそいのです。

〔仮りに〕 私の町で國民健康保險をやらなかつたとしたら、皆様のお拂になる醫療費は保險税、一部負担金の合計より倍額以上の負担になると思ひます。國民健康保險をやつてゐるため、やつていない處より醫療費の支出は半分以下にすむのです。

一部にはお醫者にかゝつたところがないから、保險税は拂へ

事務費は、全額國庫補助ですから、皆さんから集めた保険税は又皆さんの中のだなたかに全部返つて行くのです。これほど明らかな使途はないと存じます。

全く國民健康保險の制度こそ町民の福祉の爲の制度にほかならないと思います。

幸い、我が町は診療所開始より今日迄皆様方の深い御理解と御協力によりまして大過なく今日まで歩んでまいりました。何卒今後の國民健康保險の良き運営の爲、町民の皆様との御協力をお願い申し上げます。

679,524圓	費用	764,033圓	支出
22,850	保險給付費	1,850,760	
2,080	療養諸費	1800,760	
704,454	助産諸費	42,000	
	葬祭諸費	8,000	
	保健施設費	378,388	
	諸支出費	108,306	
	計	3,011,487	

康保險事業を強固に育成する
 第一歩なのです。

【今戸】我々の歩む國民健康保
 險の前途に苦難の道が横たは
 るとはいふ、一致協力して健
 康で明るい、生活の環境を築
 ぐため、國民健康保險事業に
 被保險者各位の御協力を切望
 してやみません。

「明るい家庭は國保から」

幼稚園開設

七月一日から幼稚園が開設さ
 れ、百名の園児が入園してお
 ります。

わが町の国保の概況

國保係

これより 昭

泰	收	方
數	數	料
收	收	入
計	計	

水遊び

じみと感ずることゝ思います
國民健康保險は、皆様方の爲に皆様方の健康を、皆様方がお互に助けあう制度でございます。

「病人を健康人が助ける」のが國民健康保險であつて、その病人も皆様の中にあり、健康な人も亦皆様であるからであります。

國民健康保險の制度こそ眞に皆様の爲の制度なのであります。

今までの統計に よりますと
國民健康保險をやつてゐる處の患者と國民健康保險をやつていない處の平均診療日數は十四日だそうです。

この事を見ましても國民健康保險をやつてゐる處では早期

ないという人がおりますが、その人が果して永久に健康を保つことが出来るでしようか。「ころばぬ先の杖」という諺の通り生身の体である以上、何時病氣に罹らぬと神ならぬ身、誰れが解るでしよう。

「病の人を助ける方が助けてもらう人」よりどれだけ恵まれておるかわかるかと存じます。

民主主義の今日 義務を果すこそ民主主義の眞理だと思います。又一部では保険税を高いという聲もきゝますが、保険税で徴収する金では、保険給付費に不足を生じますので一般会計から繰入れて頂いてゐる現状であります。

の國民健康保險の運營狀況の大略をお知らせいたします。

世帯數	八六〇戸
被保險者數	五、四八四人
受診率	八〇、二五
となつて居ります。	
受診件數	四、四〇一件
診療日數	一三、五四五日
費用數	二、四七九、五五圓
となります。	

これを見ますと、被保險者世帯一戸當り病氣に五人余り平均に罹つて、十五日余り平均に治療を受けた計算になります。又被保險者數で見ますと病氣に〇、八人余り罹つて、二日四分余り治療を受けたことになります。

如何に國民健康保險が重大な役割を果しているかお解りの

支	出	1,202,710圓
設	費	515,599
職	員	662,826
醫	療	24,285
營	繕	12,010
諸	支	1,214,720
計	出	679,489
合	計	
經	費	
担	當	
金		

収支狀況で見ますと、保険税（現年度分）一人當り一〇三圓三六錢納めたことになつて居りますが、保険給付費を見ますと一人當り三三七圓四八錢給付したことになつて居ります。

危い。水浴は子供達の大嫌いな、そして健康にもすぐれた遊びです。しかし一寸した不注意からお父さんお母さんは次の事をよく注意して下さい。

一、小さい子供達だけはやらないこと。

二、必ず大人がついて行くこと。

三、満腹時や病後の子供はやらないこと。

四、水に入る前必ず準備運動をすること。

五、水から上つたらよく身体を拭いてから着物を着ることを。手拭は必ず持参すること。



前必ず準備運動
上つたらよく身体
から着物を着るこ
とを持参すること

	男	女	計	世帯
麻生地區	3,016人	3,140人	6,156人	1,107
太田地區	1,195	1,217	2,412	392
大和地區	2,782	3,023	5,805	905
行方地區	1,442	1,528	2,970	502
小高地區	1,961	2,065	4,026	692
計	10,396	10,973	21,369	3,598

本縣の市町村數

郡	年 度	昭和28、 10、1現在		昭和30、 5、1現在		
		在數	町	村	計	
東茨城郡		32	4	6	13	
西茨城郡		14	5	1	6	
那珂郡		31	4	8	12	
久慈郡		34	1	6	7	
多賀郡		15	4	4	8	
鹿島郡		22	3	5	8	
行方郡		20	3	2	5	
稻敷郡		34	3	11	14	
新治郡		30	1	9	10	
筑波郡		26	4	6	10	
眞壁郡		30	3	4	7	
結城郡		27	1	2	3	
猿嶋郡		24	3	4	7	
北相馬郡		23	4	2	6	
市		4			14	
合計		366	43	73	130	

茨城縣の市町村數は昭和二十八年の十月一日に三六六あつたが、合併により遂次統合され、昭和三十年五月一日現在一三〇に減少した。

各郡別の内譯は次表のとおりであるが、村が減つて町と市の増加著しく、中でも市は從來の四市が十四となり目立つてゐる。

社会教育委員及 公民館運営審議会委員

六月十五日、教育委員会に於て社会教育委員及公民館運営審議会委員の委嘱を左の通り行つた。

社会教育委員

伊藤巳藏 米川彰雄 高野助

右衛門 宮本とよ 邊田和徳

鈴木茂 川尻トメハル 高崎

正之介 池永保雄 小沼克己

石川達雄 土子輝雄 澁谷一

郎 關武男 荒野茂 久保重

徳 宮内矯夫 荒張幸吉 金

田幸一

公民館運営審議会委員

荒張坦 曳野英之助 望月勝

小沼武夫 羽生エイ 山口政

夫 箕輪金雄 香山津貴江

荒張静 柳町清治 吉田義輔

宮崎宮之助 平山はる 小澤

富夫 磯山嘉一 平野勝男

栗又宏三 稻川良穂 久保田

一郎 平山壽行

向六月二十日社会教育委員

會議は午前十時役場會議場で

開會し左の件について審議し

一、麻生町社会教育委員會議員長選舉について
二、副委員長選舉について
三、社会教育年間計画について
四、公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した
一、委員長及副委員長選任について
二、公民館長及各分館長選考について
三、年間計画について
四、その他
當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり
委員長 久保田一郎
副委員長 荒張坦

一、公民館長及副委員長選考

二、年間計画について

三、その他

當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり

委員長 久保田一郎

副委員長 荒張坦

公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した

一、委員長及副委員長選任について

二、公民館長及各分館長選考について

三、年間計画について

四、その他

當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり

委員長 久保田一郎

副委員長 荒張坦

公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した

一、委員長及副委員長選任について

二、公民館長及各分館長選考について

三、年間計画について

四、その他

當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり

委員長 久保田一郎

副委員長 荒張坦

公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した

一、委員長及副委員長選任について

二、公民館長及各分館長選考について

三、年間計画について

四、その他

當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり

委員長 久保田一郎

副委員長 荒張坦

公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した

一、委員長及副委員長選任について

二、公民館長及各分館長選考について

三、年間計画について

四、その他

當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり

委員長 久保田一郎

副委員長 荒張坦

公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した

一、委員長及副委員長選任について

二、公民館長及各分館長選考について

三、年間計画について

四、その他

當日決定せる委員長及副委員長は左記のとおり

委員長 久保田一郎

副委員長 荒張坦

公民館運営審議会委員會議は同日午後一時より同會議場で開催し左の件について審議した

一、委員長及副委員長選任について

二、公民館長及各分館長選考について

夏休みのしつけ

子供達の待ちこかれた長い夏休みが間もなくやつて参ります。今までの規則正しかった学校生活から急に解放された子供たちは、自然遊びや菓子等で無駄に過ごす生活がどうして多くなり、生活がどうしても放縱になり勝ちです。お母さん方はよく氣をつけて規則正しい生活をさせて下さい。宿題等もたくさん出さる事と思いますが、日課を定め朝のうちに済まし、夏休みの終る頃あわてないよう注意して下さい。

お母さん方の心掛け一つでこの夏休を楽しみ有意義に過ごす事が出来ます。

わが家の「家計簿」体験談募集

今次實施される自立促進貯蓄運動の一事業として、標記体験談を別紙要綱により一般から募集いたします。応募願います。

わが家の家計簿体験談募集

夏の品質を高めよう

田畑の二番除草や手入も終りそろそろ農閑期に入り、刈の副業が盛になります。どなたもご存じの通り、刈は主として肥料會社で入物として使うために賣れるのです。ところが物が豊富になつた時代に肥料を入れるものは刈より外にもつと経済的な入物はないかと會社では色々と研究してあります。御承知の通り紙袋や麻袋に入れた肥料が澤山出廻つてゐます。又この紙袋(二〇〇圓、四〇〇圓)麻袋(六〇圓、七〇圓)は刈よりも色々の点で安くつく。刈は肥料を入れて細をかけ荷造りする事で二〇圓位かゝるそうだと云はれます。それに會社として刈を入れるために大きな倉庫や仲買人が収納してくるの氣付かない点で経費が多くなります。これ等袋類は大工場が多量につくられ何時でも入用なときに計画的に買入ることが出来、品物の置場や検査、荷造等で刈と比較して非経済的のため刈の販路

夏期基本調査

八月一日附で茨城縣の夏期基本調査がありまひ。統計調査員が伺ひに答へて下さい。農家の秘密を保持して、他にもれない様いたします。

人事 (幼稚園)

- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園長を命ずる
昭和三十年六月十五日附
麻生町立麻生小学校書記心得
百 瀬 芳
- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園兼務職員に任命する
昭和三十年六月十五日附
麻生町教育委員會
小 沼 祐
- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園を囑託する
廣 岡 勇
- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園園科醫を囑託する
昭和三十年六月三十日附
麻生町教育委員會
鈴 木 和 子
- 茨城縣行方郡麻生町公立學校教員に任命する
昭和三十年七月一日附
茨城縣行方郡麻生町公立學校教員
鈴 木 和 子
- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園園科醫を命ずる
昭和三十年七月一日附
坂 本 喜 美 枝
- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園園科醫を命ずる
昭和三十年七月一日附
宮 川 昌 子
- 茨城縣行方郡麻生町立麻生幼稚園園科醫を命ずる
昭和三十年七月一日附
麻生町教育委員會

戸籍だより

- 五月分の届書より(敬稱略)出生の部
麻生 藤上誠一 二女すみ子
太田平左衛門 三女恵子
木賀一徳 二男透
千ヶ崎進長 女和子
小沼良平 長男良治
宮内俊雄 二女友子
諏訪恭久 長女友子
小沼美喜男 二女富貴子
海野信芳 三男秀文
小澤誠二 男忠
根小屋 手賀喜兵衛 四女洋子
石神 堀越仲昌 四女廣子
矢幡 米川了長 男秀一
石神 東山昇二 女照子
四鹿 久保田正三 女春子
藏川 須賀芳久 二女久子
岡 長峰善衛 二女佳子
杉平 久保勇長 男勇夫
小牧 中根善雄 長男和男
白濱 箕輪之夫 三男憲次
四鹿 高須水吉 二男春夫
白濱 内田二雄 二男泰弘
岡 荒張道雄 三女洋子
西鹿 勢子昭 長男隆昭
久保田勝造 二男喜之
菅谷晃喜 長女富美子
關川儀延 三女忍
小牧 長峰延太郎 長女えい子
岡 大島定右衛門 五女幸子
行方 高野芳郎 長男國芳
五町田 土子清三 女とし江
南 板橋正俊 三男吉夫
井貝 前川宗保 長女道子
小高 箕輪武雄 長男隆
南 箕輪治夫 長女恵子
井貝 高田 登 五女登喜代
川尻 董 二男洋
小高 大久保七郎 長男莊彦
死亡の部

昭和三十年年度第五次遺児靖國神社昇殿參拜並に皇居拜觀

- 戦没者遺族の方々は戦後あらゆる苦難に堪えてきました。特に國家のために父を失つた遺児たちは物心にわたる悩みと苦しさはきわめて深刻であります。これらの遺児をして亡き父の靈鎮まると靖國神社に参拜せしめて、英靈に相對してその心機を一轉し、父なきあとの悲運をのりこえてより健全な心身の向上發達を期せしめようとする趣旨のもとに本年度に於て、縣と町で実施いたしました。本町より遺児の参加は左記の通りです
- 麻生 關戸 稔
箕輪 幸
羽生伸五郎
永作 惣助
平野 七郎
根小屋 高橋兵司
石神 堀越 正雄
天掛 高崎 武
四鹿 後藤 絹枝
後藤 みち
- 小牧 中根 和男
宇崎 平山 金藏
白濱 宮崎 進
四鹿 中島小夜子
於下 高木 文木
小高 磯山 茂一
島並 清宮美千子
の以上であつた。
- 白濱 中川 ヨシ
小牧 朝比奈政尚
青沼 荒張 和夫
五丁田 野原 昭男
行方 瀧ヶ崎ヨシ子
五丁田 小沼 育子
於下 大輪 功子
五丁田 才木 瑞枝
矢幡 推名 洋
小島 文子
石川 イエ
小高 富雄
根小屋 山野 昇
矢幡 下河邊孝男
石神 山野 千代松
矢幡 高須 克己
根小屋 土子 美代
矢幡 松兼 一己
井貝 松兼 枝初
井貝 宮内 文男
島並 大里 芳子
井貝 宮本 政子
河島カツエ
- 一、期日 六月二十四、五一泊二日

自作農償還簿記帳講習會開催

五月十二、十三兩日にわたり茨城縣農地部、茨城縣自作農貯蓄組合聯合會共催の下に、筑波町山水荘において、京都大學農學部菊池講師を招いて農家經濟簿記帳講習會を開催資金償還簿記帳講習會を開催本郡より麻生町農家委員會、同町モデル農家一名、北浦村農家委員會、同村モデル農家一名が参加した。